

**第5期えびの市障がい福祉計画
第1期えびの市障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)**

**平成30年1月
えびの市**

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象者.....	2
4 計画の期間.....	2
5 「障がい」の表記について.....	3
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	5
1 障がいのある人の現状.....	5
2 アンケート調査結果からみる本市の状況.....	13
第3章 第4期計画の実施状況	21
1 成果目標の実施状況.....	21
2 活動指標の状況.....	23
第4章 基本的理念等	27
1 基本的理念.....	27
2 事業の全体像.....	28
3 サービスの内容.....	30
第5章 成果目標	35
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	35
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	36
3 地域生活支援拠点等の整備.....	36
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	37
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	38
第6章 活動指標	39
1 障害福祉サービス.....	39
2 地域生活支援事業.....	41
3 障害児通所支援等事業.....	43

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいのある人に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障がい福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。

本市においても、「えびの市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害者部会）での議論等を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）」（以下「国の基本指針」という。）が告示され、市町村が平成30年度から平成32年度までの障がい福祉計画および障がい児福祉計画を作成するにあたって、即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、「第5期えびの市障がい福祉計画」（以下「第5期障がい福祉計画」という。）および「第1期えびの市障がい児福祉計画」（以下「第1期障がい児福祉計画」という。）を策定するものです。

なお、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により、新たに策定が義務付けられました。これまで本市では、障害児通所支援および障害児相談支援の目標数値等を障がい福祉計画の中で示してきたことから、第1期障がい児福祉計画は、第5期障がい福祉計画と一体的な計画として策定することとします。

2 計画の位置づけ

（1）法令の根拠

「えびの市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として策定するものです。

また、「えびの市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定するものです。

（2）市政における位置づけ

本計画は、「第5次えびの市総合計画」をはじめ、その他の福祉・健康分野等の関連計画との整合を考慮し、策定するものです。

3 計画の対象者

第5期障がい福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障がい者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障がい者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障がい者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がい程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

第1期障がい児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障がいのある18歳未満である者
2. 知的障がいのある18歳未満である者
3. 精神に障がいのある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障がい者を含む）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がい程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者のことをいいます。

4 計画の期間

第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画の期間は、第4期（平成27年度から平成29年度）に係る年度ごとのサービス見込み量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		
第2期計画の実績およびつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、数値目標およびサービス見込み量を設定しています。			第3期計画の実績および障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、数値目標およびサービス見込み量を設定しています。			第4期計画の実績および障がい児のニーズを踏まえ、平成32年度を目標として、数値目標およびサービス見込み量を設定しています。		

5 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわざ」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

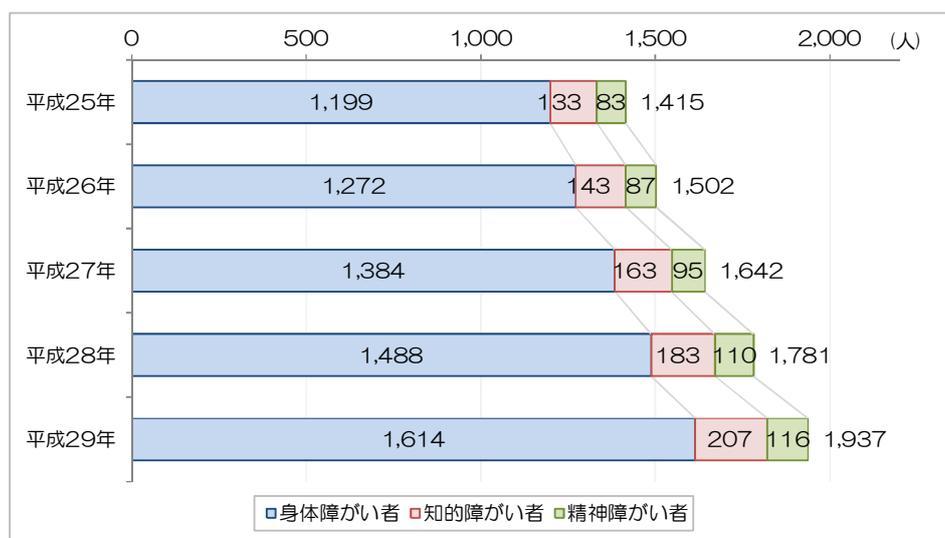
「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称およびそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がいのある人の現状

(1) 障害者手帳所持者数の状況

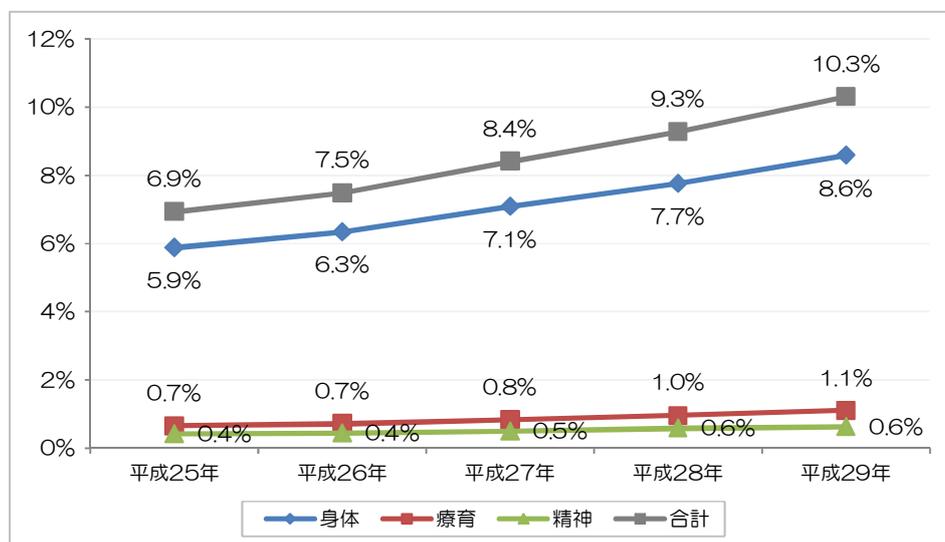
本市の障害者手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年で、身体障害者手帳所持者1,614人、療育手帳所持者207人、精神障害者保健福祉手帳所持者116人となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

(2) 総人口に占める手帳所持者割合の推移

本市の総人口に占める手帳所持者の割合は、平成29年で10.3%（身体障害者手帳割合8.6%、療育手帳手帳割合1.1%、精神障害者保健福祉手帳割合0.6%）となっており、すべての種別で上昇傾向にあります。



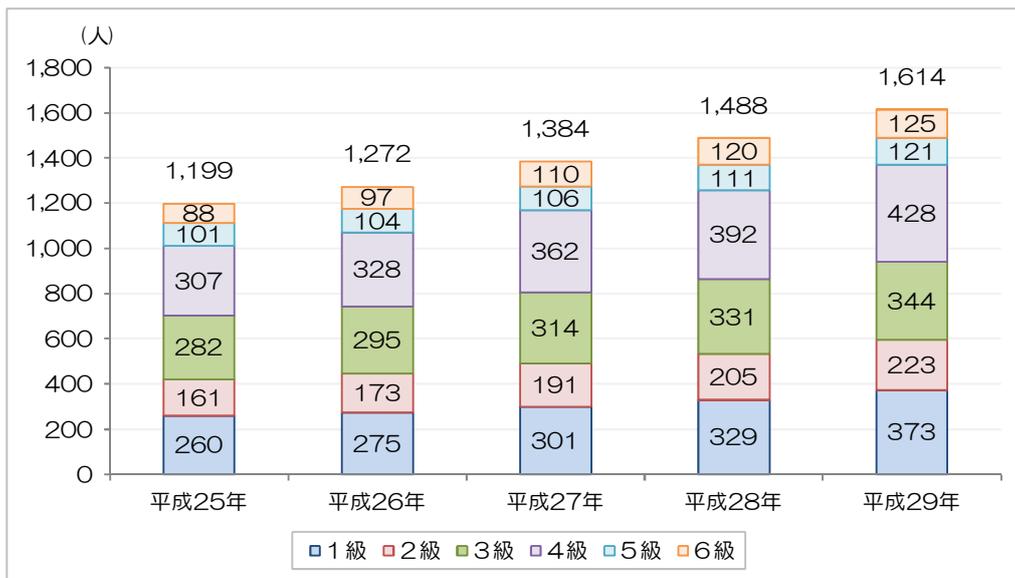
出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

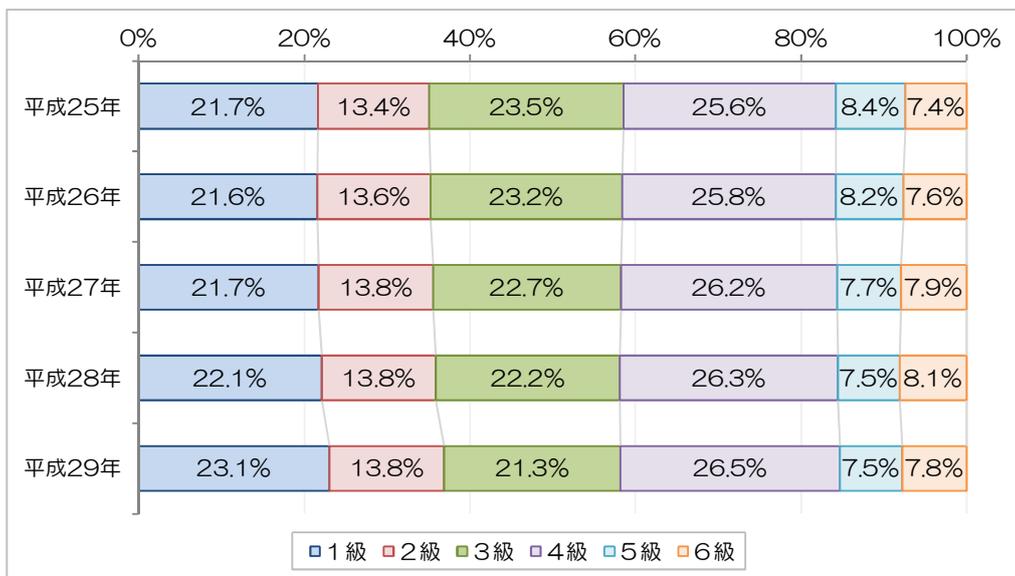
① 等級別の推移

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年で1,614人となっており、平成25年から平成29年で415人増加しています。

平成29年の等級別割合をみると、4級の割合が最も高く26.5%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が36.9%を占めています。



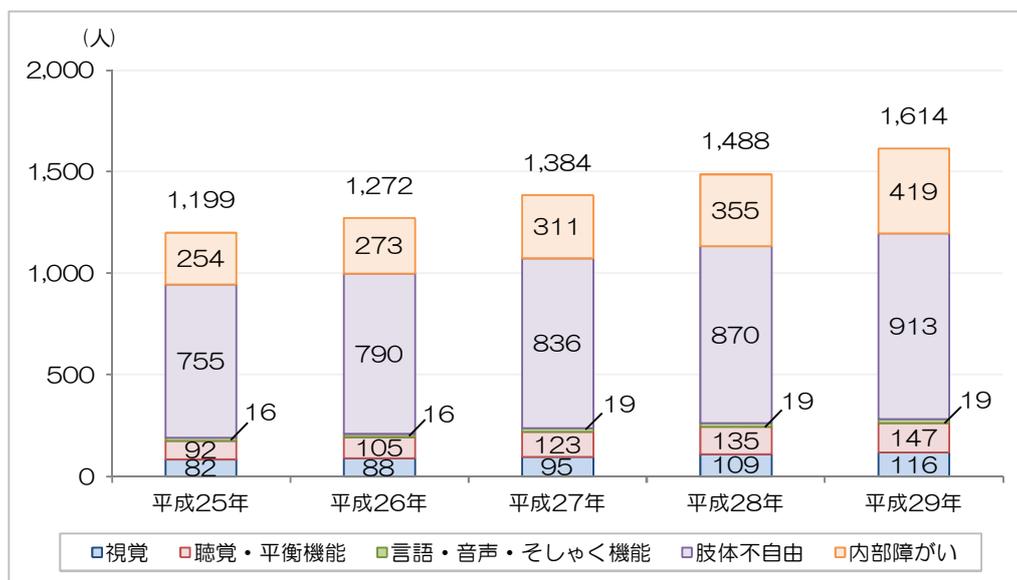
出典：福祉事務所（各年10月1日現在）



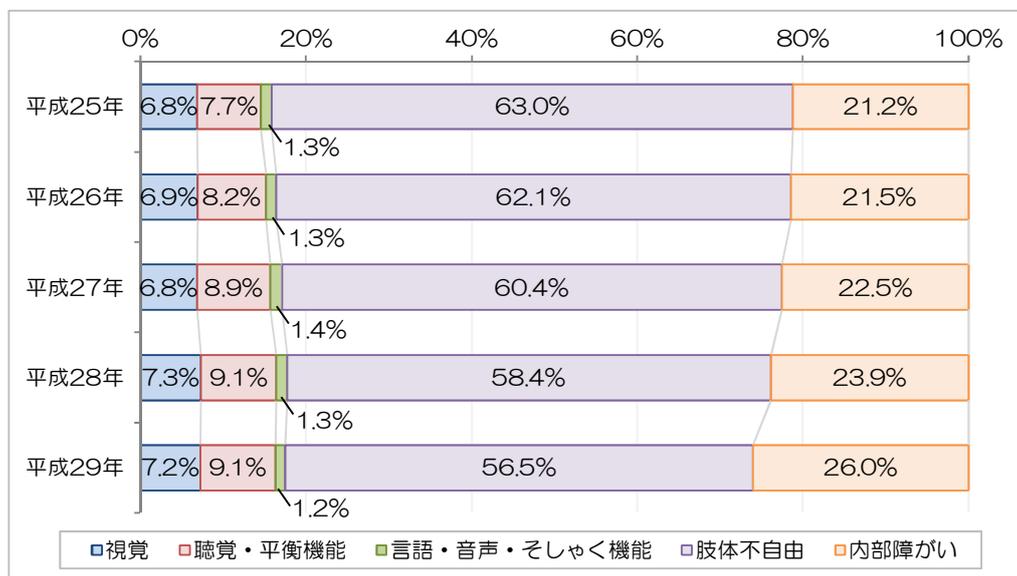
② 部位別の推移

平成29年の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が56.5%と最も多く、次いで「内部障がい」の26.0%となっています。

部位別人数でみると、「言語・音声・そしゃく機能」を除く部位で年々増加しています。

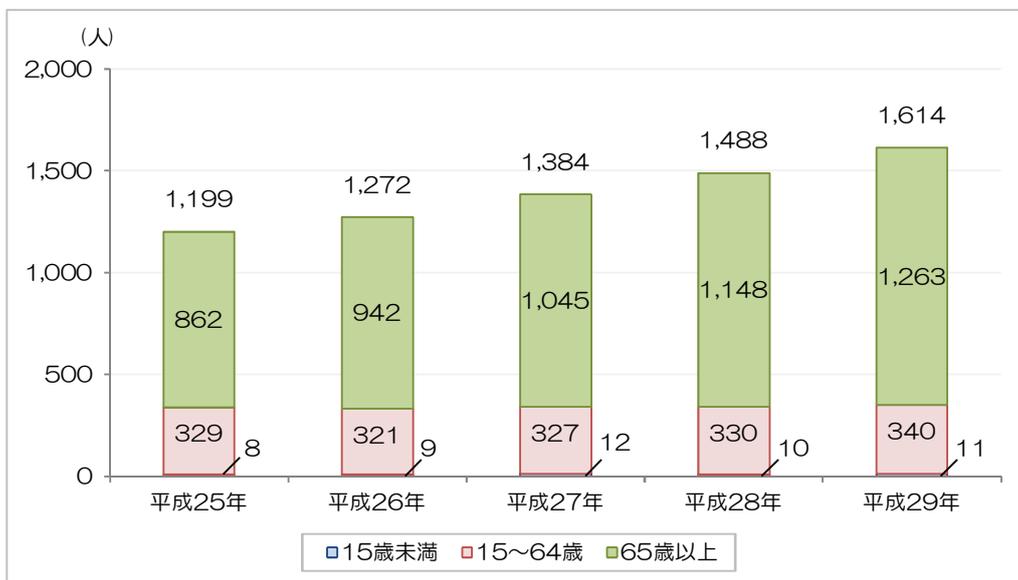


出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

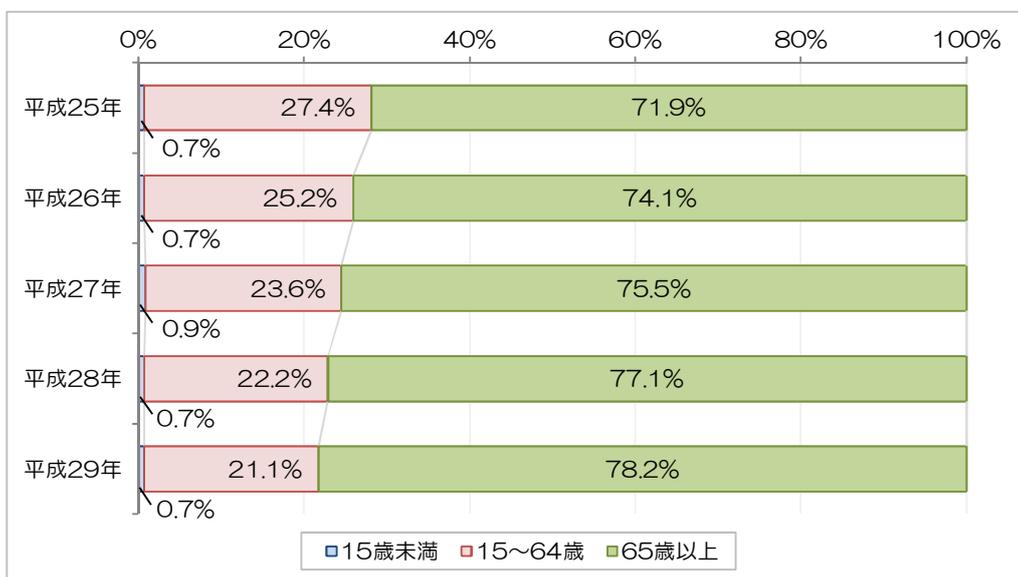


③ 年齢階層別の推移

身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者が年々増加しており、平成29年には約8割（78.2%）となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

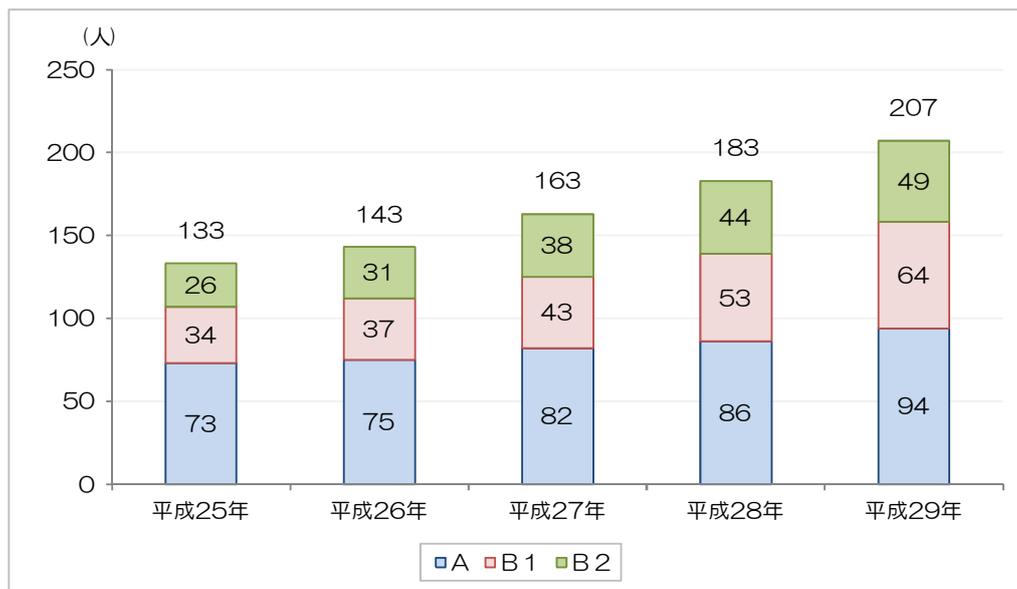


(4) 療育手帳所持者の状況

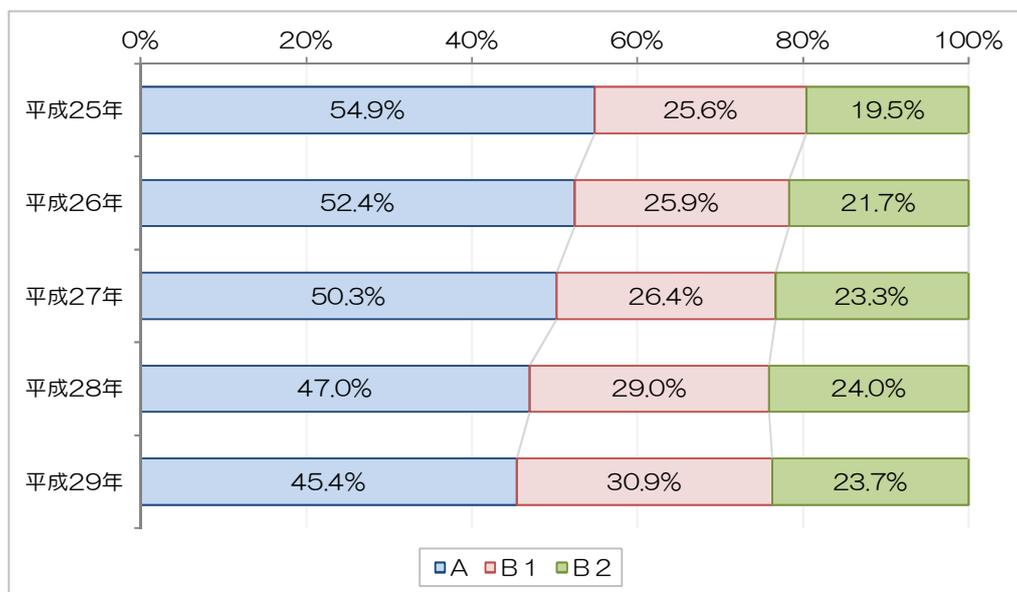
① 等級別の推移

本市の療育手帳所持者は、平成29年で207人となっており、平成25年から平成29年で74人増加しています。

平成29年の等級別割合をみると、重度者であるAが45.4%と最も多くなっています。



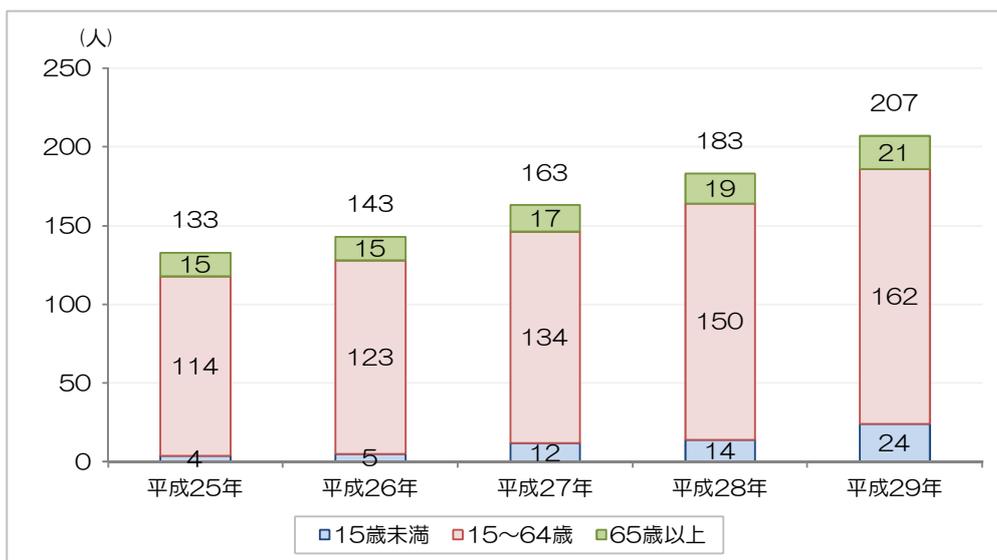
出典：福祉事務所（各年10月1日現在）



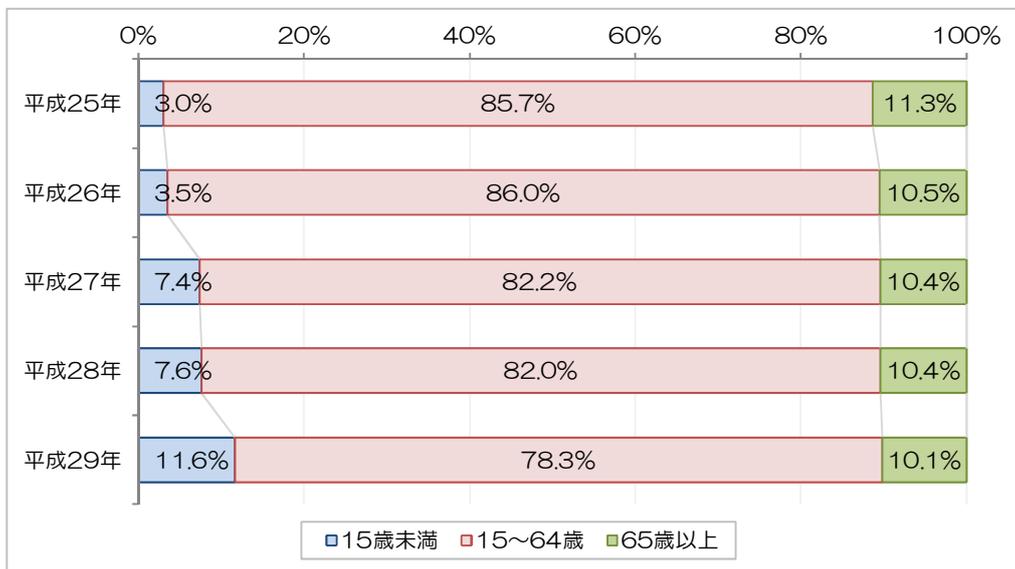
② 年齢階層別の推移

療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、すべての階層で手帳所持者が増加しています。

特に、15歳未満の手帳所持者の増加が著しく、平成29年では24人、年齢階層別割合は11.6%となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

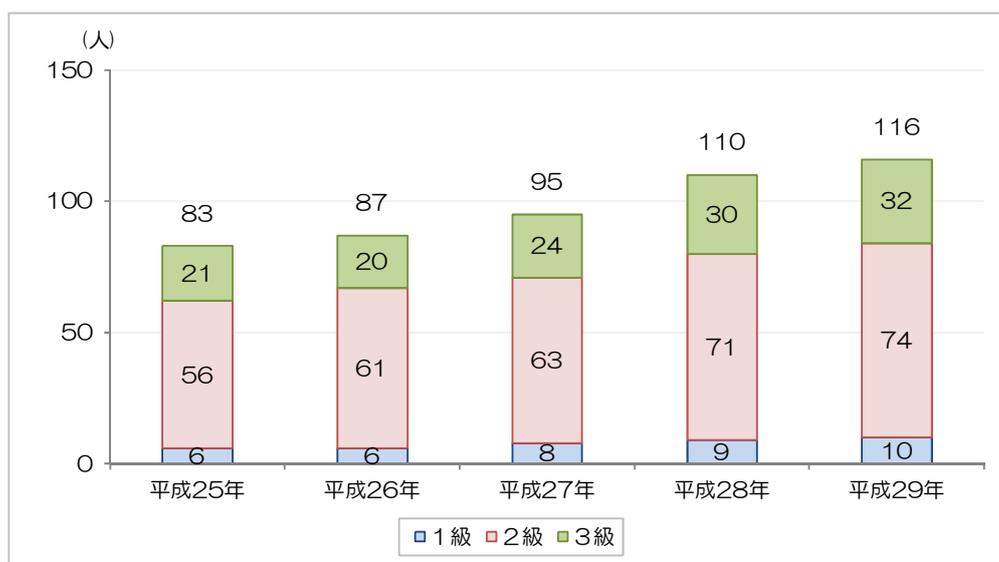


(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

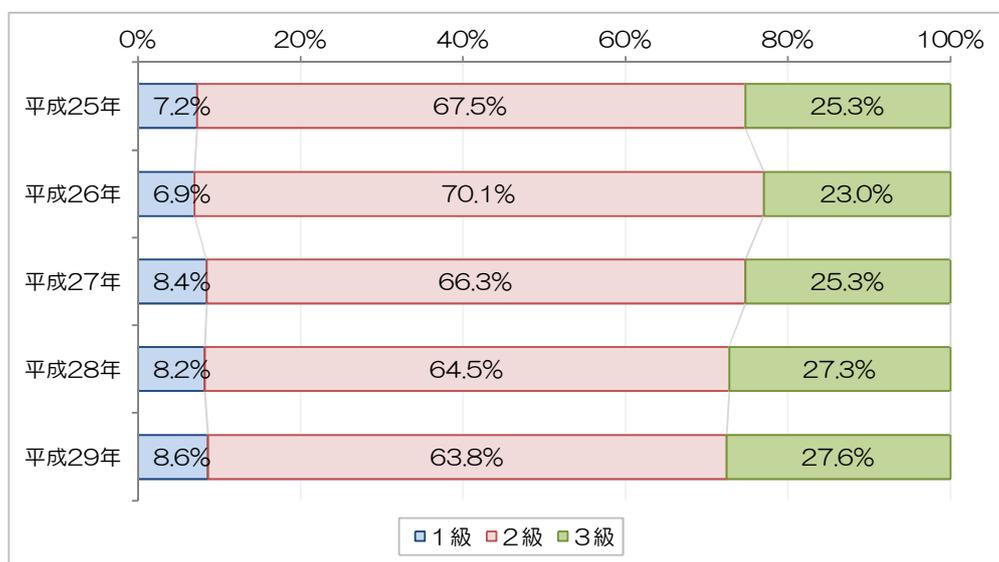
① 等級別の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年で116人となっており、平成25年から平成29年で33人増加しています。

平成29年の等級別割合をみると、2級が63.8%と最も多くなっています。

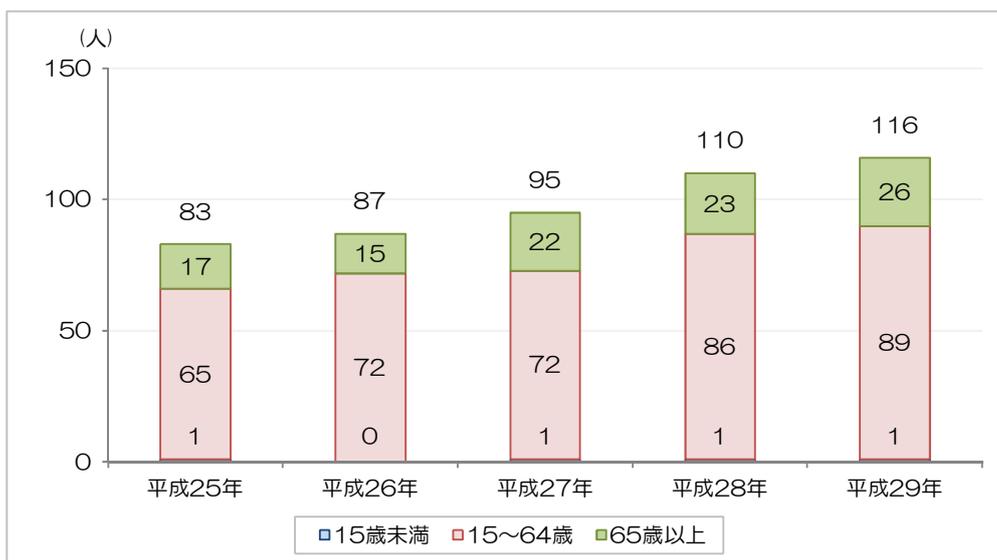


出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

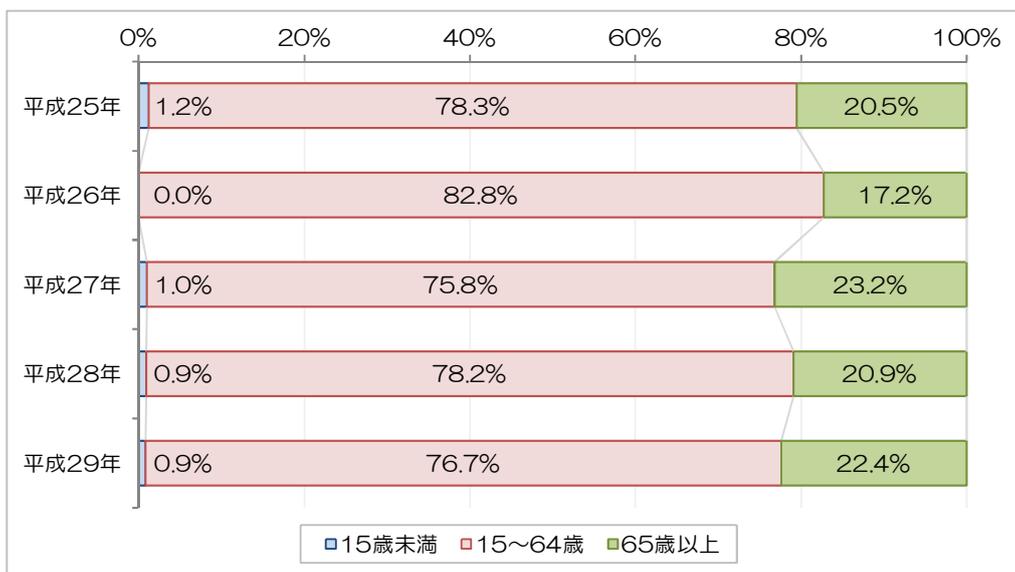


② 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、15歳以上65歳未満の階層が最も多く、平成29年では89人、年齢階層別割合は76.7%となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）



2 アンケート調査結果からみる本市の状況

(1) 調査の概要

① 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査(ニーズ調査)

ア)調査時期

平成29年9月から10月に実施しました。

イ)調査対象者

本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民を調査対象としました。

ウ)配布数・回答数

障がい種別	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
身体	468件	270件	57.7%	270件	57.7%
知的	51件	24件	47.1%	24件	47.1%
精神	41件	20件	48.8%	20件	48.8%
合計	560件	314件	56.1%	314件	56.1%

② 児童発達支援事業所等利用の保護者を対象としたアンケート調査(保護者調査)

ア)調査時期

平成29年10月に実施しました。

イ)調査対象者

本市在住の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している子どもの保護者を調査対象としました。

ウ)配布数・回答数

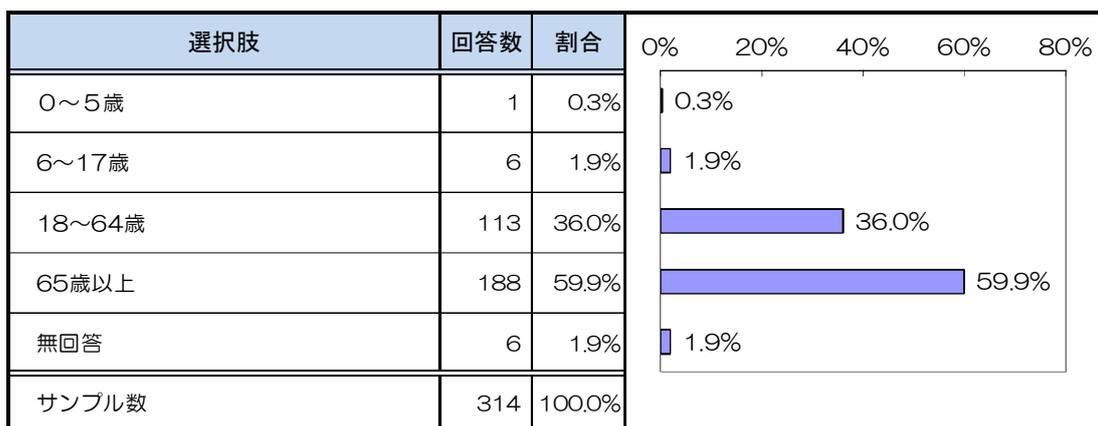
配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
28件	28件	100.0%	28件	100.0%

(2) ニーズ調査結果(抜粋)

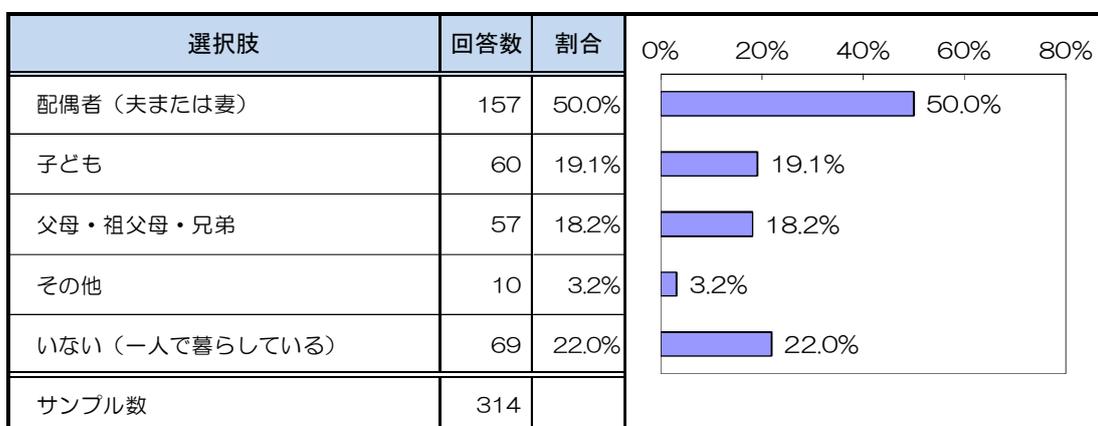
① 回答者の障がい種別



② 年齢(平成 29 年 4 月 1 日現在)



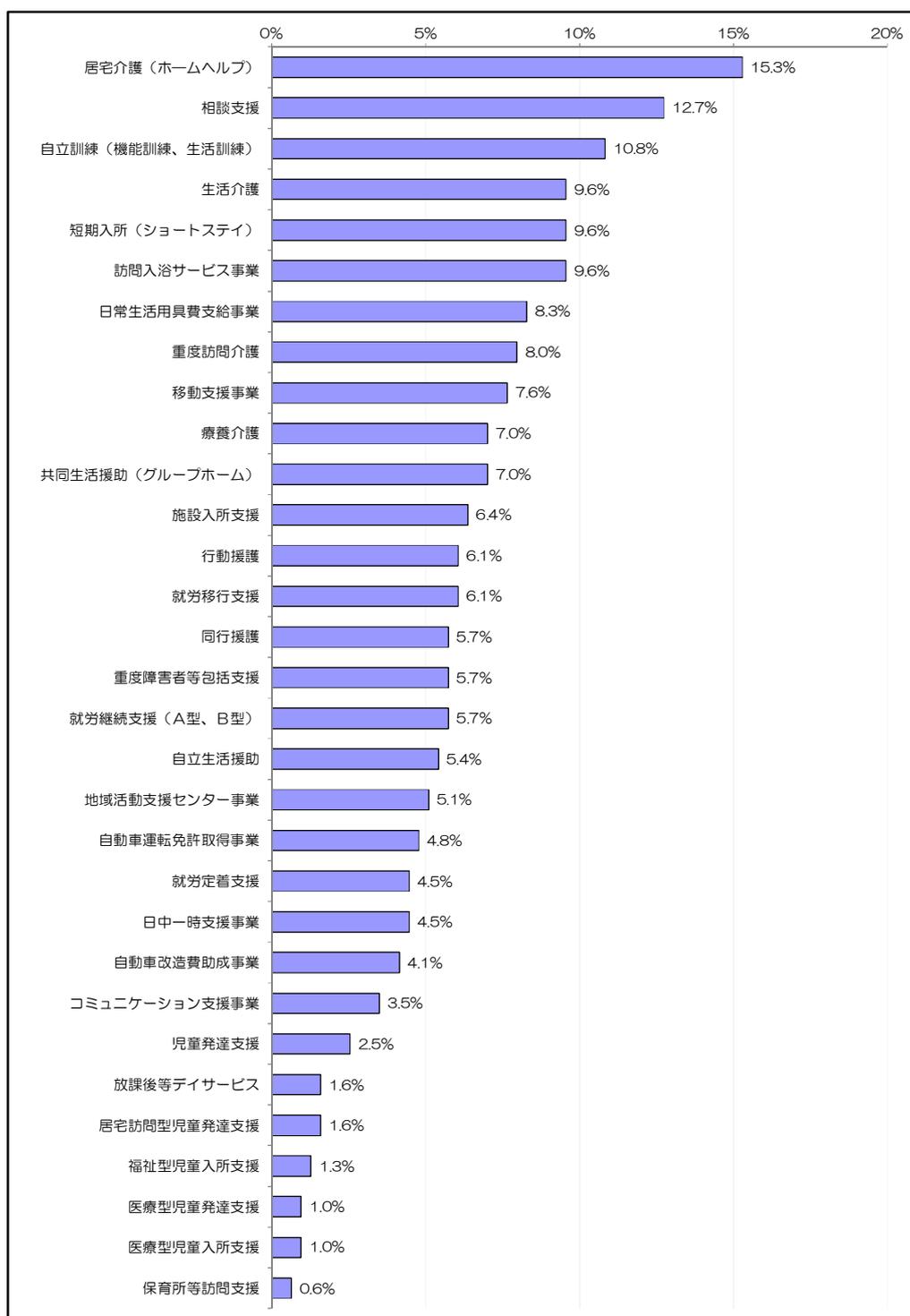
③ 同居者(複数回答)



④ 今後利用したいサービス

問 あなたは次のサービスを今後利用したいと思いますか。

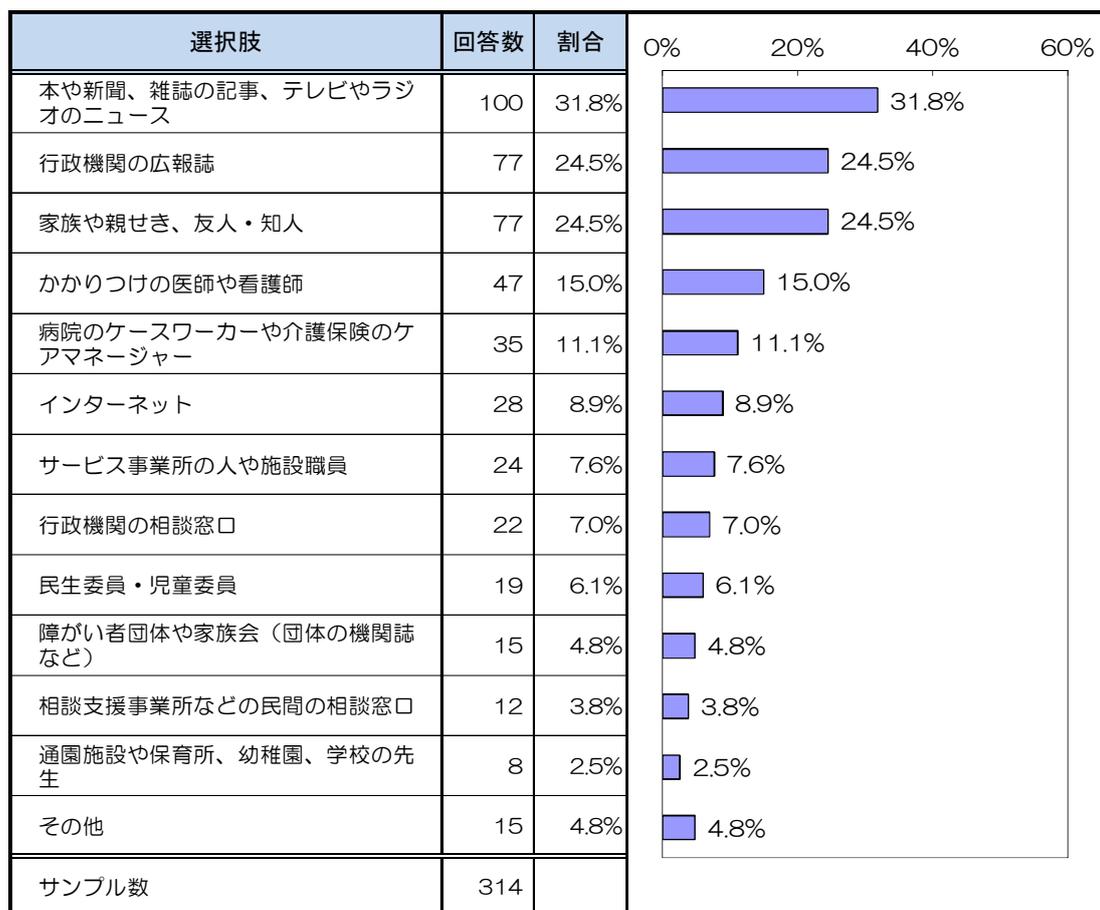
「居宅介護（ホームヘルプ）」が15.3%と最も多く、次いで、「相談支援」の12.7%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の10.8%の順となっています。



⑤ 情報の入手先

問 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）

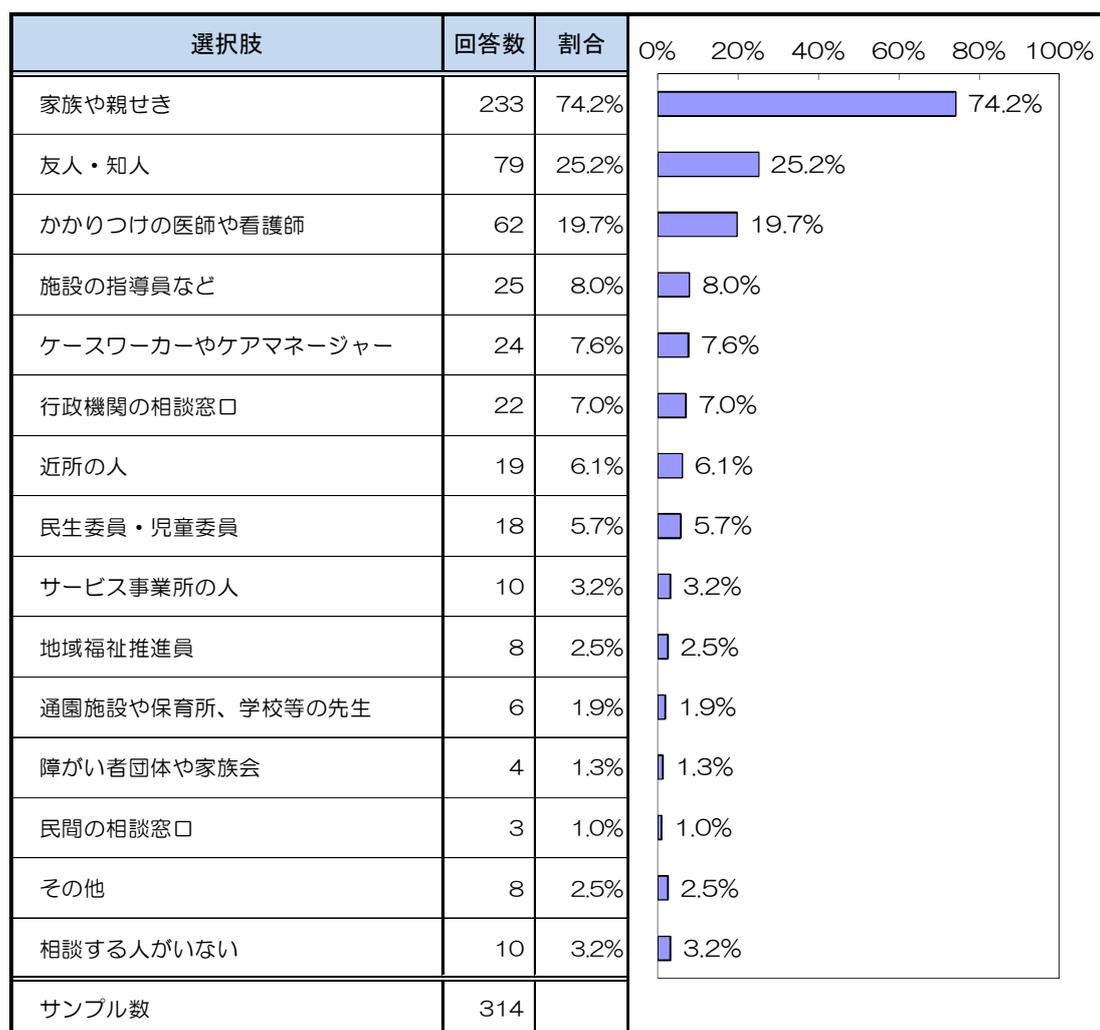
「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.8%と最も多く、次いで、「行政機関の広報誌」、「家族や親せき、友人・知人」の24.5%、などとなっています。



⑥ 悩みや困りごとの相談先

問 あなたは、普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。（複数回答）

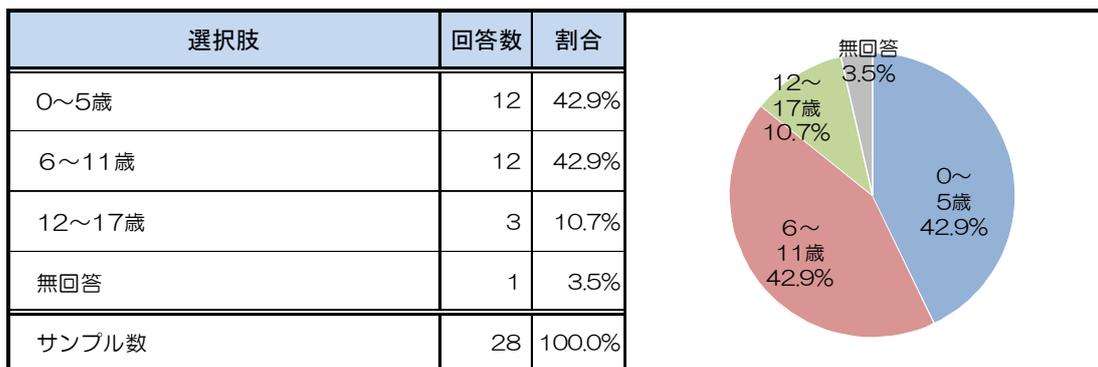
「家族や親せき」が74.2%と最も多く、次いで、「友人・知人」の25.2%、「かかりつけの医師や看護師」の19.7%の順となっています。



(3) 保護者調査(抜粋)

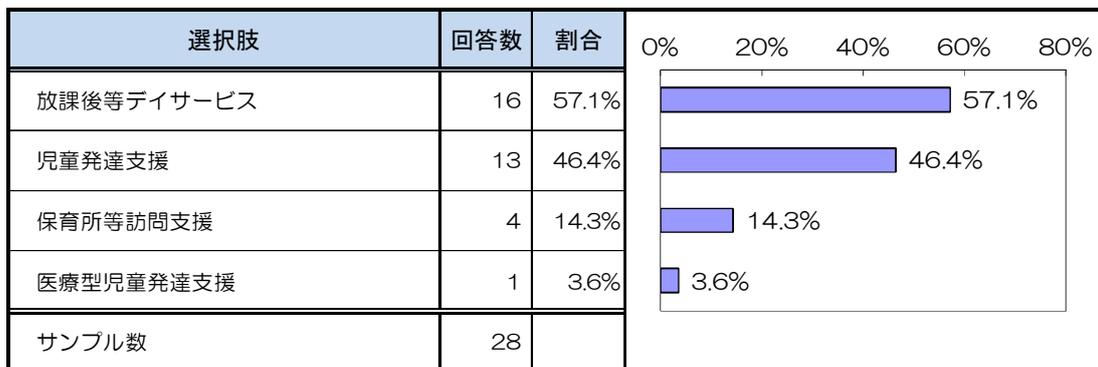
問 お子様の年齢は、満何歳ですか。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

「0～5 歳」、「6～11 歳」が 42.9%、「12～17 歳」が 10.7%となっています。



問 お子様は、どのようなサービスを利用していますか。（複数回答）

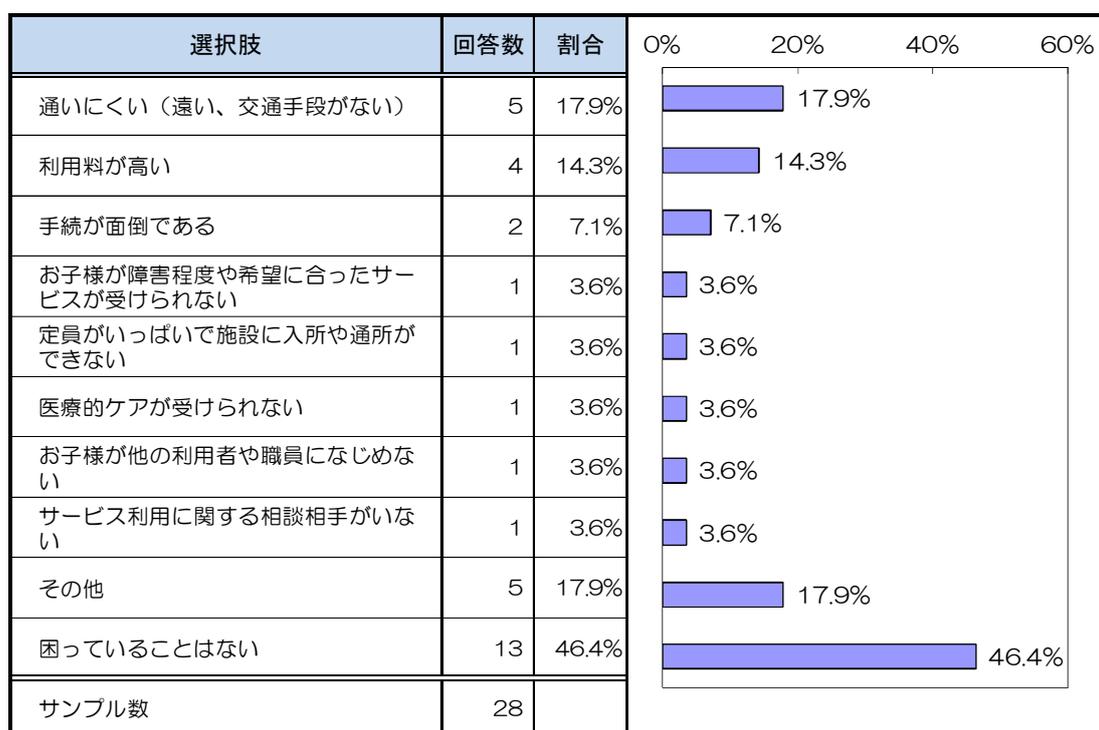
「放課後等デイサービス」が 57.1%、「児童発達支援」が 46.4%、「保育所等訪問支援」が 14.3%などとなっています。



問 福祉サービスを利用するにあたり、お子様やあなたが困っていることは何ですか。（複数回答）

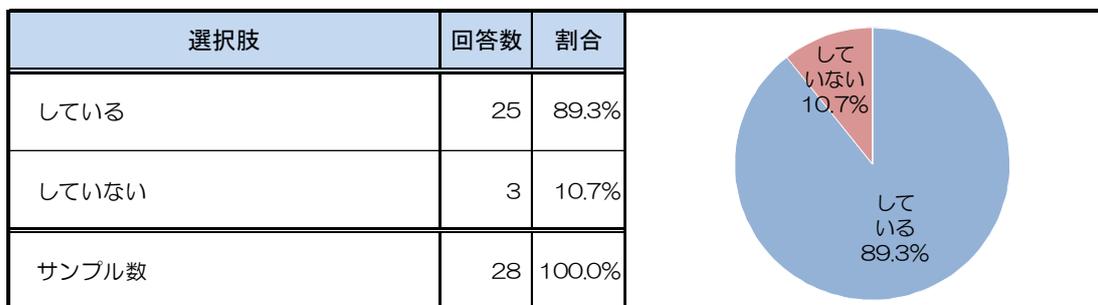
「困っていることはない」が約5割（46.4%）である一方、困っていることとして、「通いにくい（遠い、交通手段がない）」（17.9%）、「利用料が高い」（14.3%）の割合が高くなっています。

すべての障がいのある子どもが平等に、希望するサービスを受けることができるようサービス提供体制・実施体制の充実や経済的支援が求められます。



問 現在、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校に通園・通学していますか。

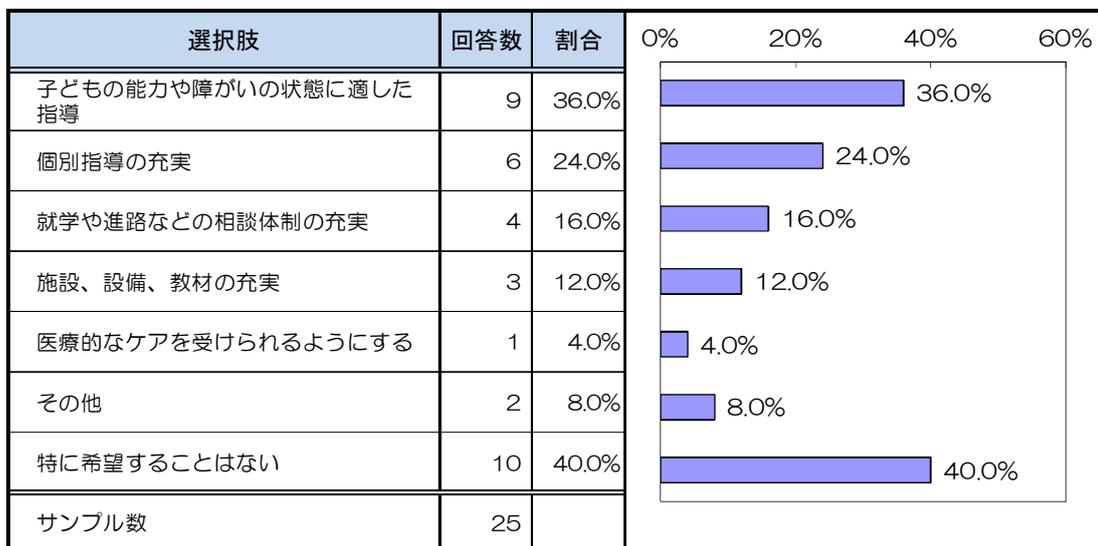
「している」が89.3%となっています。



問 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校に望むことは、どのようなことですか。（複数回答）

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」（36.0%）や「個別指導の充実」（24.0%）と回答した割合が高くなっています。

一人ひとりの能力や特性を踏まえた教育的支援が求められています。



第3章 第4期計画の実施状況

第4期障害福祉計画において定めた4つの成果目標および各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

1 成果目標の実施状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減数は目標を達成する見込みとなっていますが、地域移行者数は目標達成が困難な状況となっています。

地域生活への移行を希望される方が、安心して施設から地域に移り生活できるための受け皿の整備が必要なため、グループホームの整備を検討します。

第4期計画目標	第4期計画実績		
	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度
【地域生活への移行】 平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者(37人)のうち1人が地域生活へ移行する。	1人	0人	0人
【施設入所者の削減】 平成29年度末の施設入所者が、平成25年度末時点の施設入所者(37人)から1人削減し、36人とする。	2人	2人	2人

※ 平成29年度は11月現在の実績

(2) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行者数の実績は、平成28年度の1人となっています。

関係機関等との連携強化や企業への啓発を行うなど、一般就労への移行に向けて支援体制を整備していきます。

第4期計画目標	第4期計画実績		
	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度
【福祉施設から一般就労への移行】 平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績(1人)の2倍の2人とする。	0人	1人	0人

※ 平成29年度は11月現在の実績

(3) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、順調に推移しています。

今後も障害者就業・地域生活支援センター等との連携を深め、より一層一般就労につながるサービス提供に努めます。

第4期計画目標	第4期計画実績		
	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度
【就労移行支援事業の利用者数】 平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を平成25年度末(0人)から6割以上増加し、3人とする。	2人	2人	3人

※ 平成29年度は11月現在の実績

(4) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年11月現在、未設置となっています。

西諸圏域の市町と今後協議・検討を行い、平成32年度までに整備を図ります。

第4期計画目標	第4期計画実績		
	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度
【地域生活支援拠点等の整備】 平成29年度までに、市または圏域に1か所整備する。	—	—	—

※ 平成29年度は11月現在の実績

2 活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障害福祉サービス、(2) 地域生活支援事業、(3) 障害児通所支援・障害児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	計画	32 人	34 人	36 人
重度訪問介護		395 時間	420 時間	444 時間
行動援護	実績	26 人	26 人	23 人
重度障害者等包括支援		309 時間	372 時間	362 時間
同行援護				

※ 平成 29 年度は 11 月現在の実績

② 日中活動系サービス

種類		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
生活介護 (デイサービス)	計画	50 人	1,035 人日分	53 人	1,093 人日分	56 人	1,153 人日分
	実績	51 人	1,081 人日分	53 人	1,049 人日分	53 人	2,026 人日分
自立訓練 (機能訓練)	計画	1 人	20 人日分	1 人	20 人日分	1 人	20 人日分
	実績	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分
自立訓練 (生活訓練)	計画	4 人	64 人日分	4 人	64 人日分	5 人	80 人日分
	実績	1 人	23 人日分	1 人	23 人日分	1 人	22 人日分
就労移行支援	計画	2 人	40 人日分	3 人	60 人日分	3 人	60 人日分
	実績	2 人	46 人日分	2 人	39 人日分	3 人	65 人日分
就労継続支援 (A型)	計画	1 人	20 人日分	2 人	40 人日分	2 人	40 人日分
	実績	2 人	44 人日分	8 人	147 人日分	9 人	168 人日分
就労継続支援 (B型)	計画	38 人	702 人日分	42 人	777 人日分	46 人	850 人日分
	実績	35 人	711 人日分	40 人	780 人日分	40 人	745 人日分
療養介護	計画	8 人		8 人		8 人	
	実績	7 人		6 人		5 人	
短期入所 (福祉型)	計画	7 人	78 人日分	9 人	101 人日分	10 人	113 人日分
	実績	3 人	45 人日分	7 人	39 人日分	6 人	40 人日分
短期入所 (医療型)	計画	1 人	7 人日分	1 人	7 人日分	1 人	7 人日分
	実績	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分

※ 平成 29 年度は 11 月現在の実績

③ 居住系サービス

種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	20人	22人	25人
	実績	19人	20人	23人
施設入所支援	計画	38人	37人	36人
	実績	39人	39人	39人

※ 平成 29 年度は 11 月現在の実績

④ 相談支援サービス

種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画	28人	29人	30人
	実績	24人	22人	23人
地域移行支援	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
地域定着支援	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

※ 平成 29 年度は 11 月現在の実績

(2) 地域生活支援事業

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	計画	実施	実施	実施
	実績	無	無	無
自発的活動支援事業 (実施の有無)	計画	実施	実施	実施
	実績	無	無	無
相談支援事業 (実施所数)	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター (設置の有無)	計画	—	—	実施
	実績	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	計画	—	—	実施
	実績	無	無	無
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	計画	—	—	実施
	実績	無	無	無
成年後見制度利用支援事業 (年間実利用人数)	計画	2人	2人	2人
	実績	1人	1人	0人

※ 平成 29 年度は 11 月現在の実績

成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	計画	実施		実施		実施	
	実績	無		無		無	
意思疎通支援事業(手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業) (年間利用件数)	計画	60件		60件		60件	
	実績	37件		98件		70件	
意思疎通支援事業(手話通訳者設置事業) (年間利用者数)	計画	—		—		—	
	実績	—		—		—	
日常生活用具給付等事業(介護訓練支援用具) (年間給付件数)	計画	2件		2件		2件	
	実績	0件		1件		1件	
日常生活用具給付等事業(自立生活支援用具) (年間給付件数)	計画	2件		2件		2件	
	実績	0件		6件		5件	
日常生活用具給付等事業(在宅療養等支援用具) (年間給付件数)	計画	3件		3件		3件	
	実績	0件		1件		5件	
日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通支援用具) (年間給付件数)	計画	3件		3件		3件	
	実績	1件		3件		8件	
日常生活用具給付等事業(排泄管理支援用具) (年間給付件数)	計画	550件		600件		600件	
	実績	154件		161件		151件	
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具) (年間給付件数)	計画	1件		1件		1件	
	実績	1件		2件		1件	
手話奉仕員養成研修事業 (修了見込者数(登録見込者数))	計画	5人		5人		5人	
	実績	4人		4人		5人	
移動支援事業 (年間利用者数、時間数)	計画	20人	延 840時間	21人	延 882時間	21人	延 882時間
	実績	19人	延 708時間	17人	延 776時間	17人	延 491時間
地域活動支援センターⅡ型事業 (実施箇所数、年間利用者数)	計画	1か所	5人	1か所	7人	2か所	10人
	実績	1か所	7人	1か所	7人	1か所	4人
訪問入浴サービス事業 (年間利用者数)	計画	2人		2人		2人	
	実績	1人		1人		1人	
日中一時支援事業 (年間利用者数)	計画	6人		8人		10人	
	実績	8人		6人		5人	
社会参加促進事業(自動車運転免許取得事業) (年間利用者数)	計画	2人		2人		2人	
	実績	0人		1人		0人	
社会参加促進事業(自動車改造費助成事業) (年間利用者数)	計画	2人		2人		2人	
	実績	2人		0人		0人	
障害者虐待防止対策支援事業(緊急保護居室確保) (委託先数)	計画	2か所		2か所		2か所	
	実績	2か所		2か所		2か所	
障害者虐待防止対策支援事業(連携協力体制の整備) (協議会の設置の有無)	計画	有		有		有	
	実績	有		有		有	

※ 平成29年度は11月現在の実績

(3) 障害児通所支援・障害児相談支援事業

種類		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
児童発達支援	計画	10人	102人日分	12人	125人日分	14人	148人日分
	実績	15人	132人日分	18人	153人日分	18人	139人日分
医療型児童発達支援	計画	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
放課後等デイサービス	計画	13人	190人日分	15人	220人日分	18人	260人日分
	実績	19人	264人日分	24人	319人日分	24人	275人日分
保育所等訪問支援	計画	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績	0人	0人日分	7人	8人日分	4人	4人日分
障害児相談支援	計画	4人		5人		6人	
	実績	29人		18人		28人	

※ 平成 29 年度は 11 月現在の実績

第4章 基本的理念等

1 基本的理念

第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の5点を基本的理念とします。

(1) 障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域の中で共に支えあう「共生社会」を実現するため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人などが必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などに対して、障がい種別や地域間でサービスに格差が生じないようにサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者および高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人などの自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源とともに提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

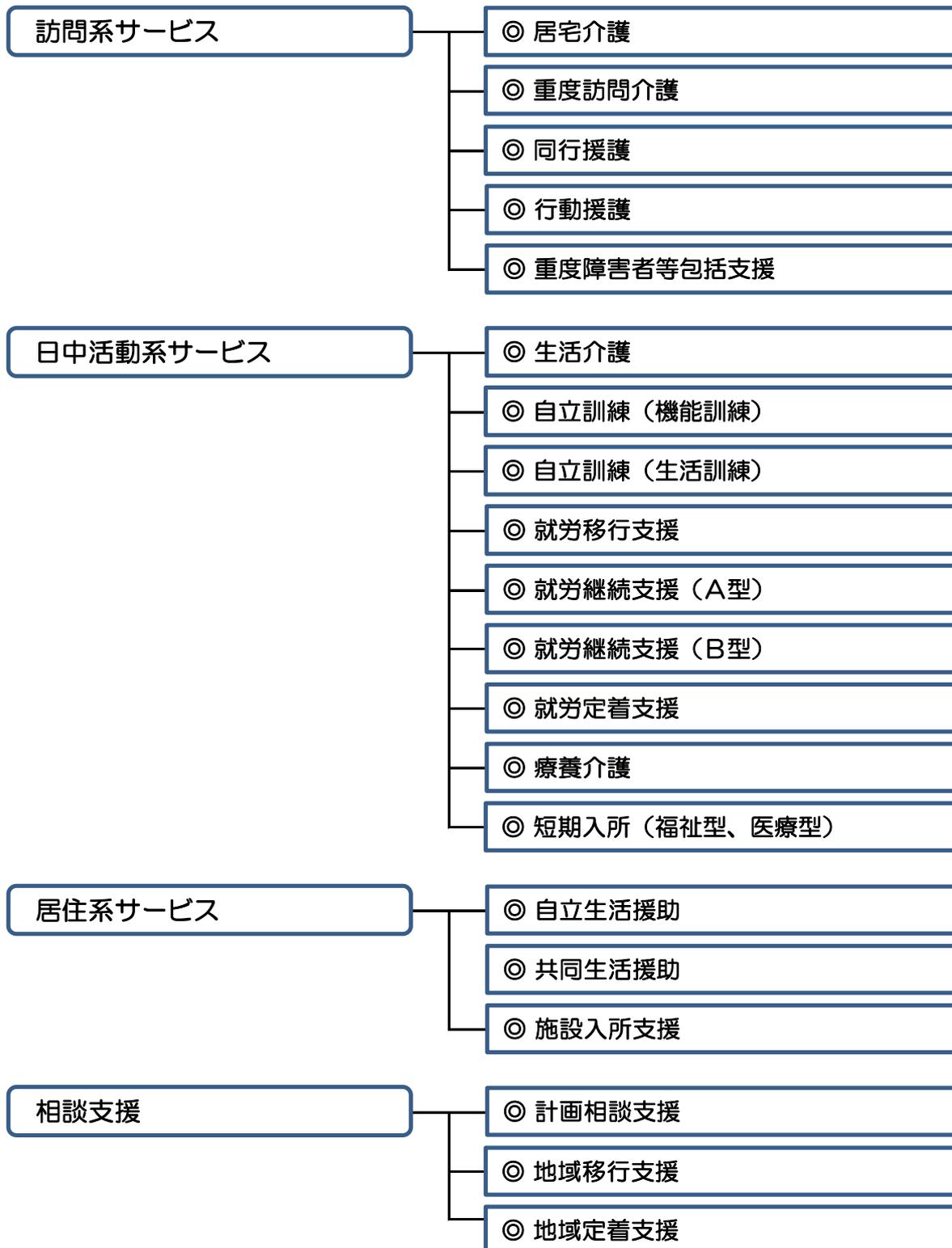
(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

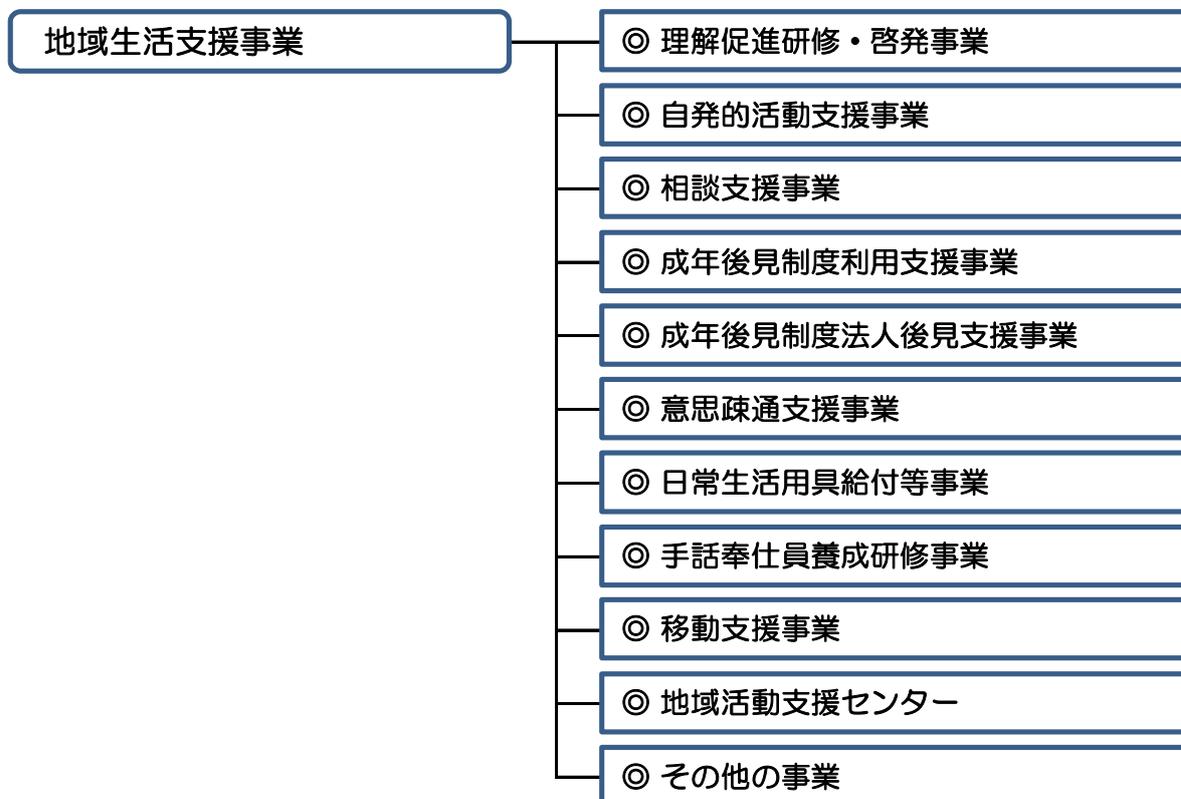
また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

2 事業の全体像

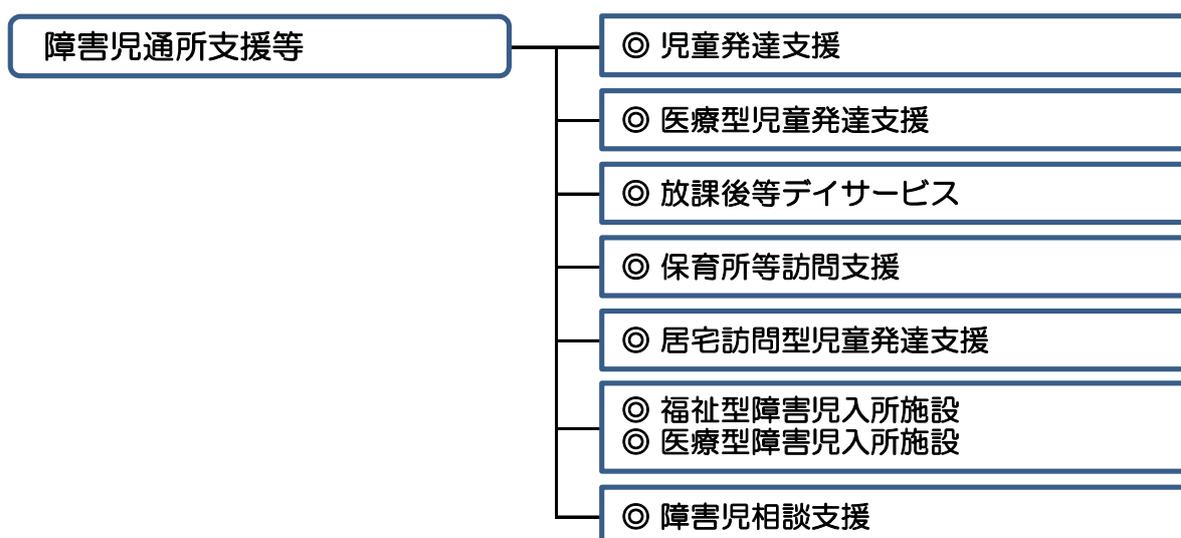
(1) 自立支援給付(障害者総合支援法)



(2) 地域生活支援事業(障害者総合支援法)



(3) 障害児通所支援・障害児相談支援(児童福祉法)



3 サービスの内容

(1) 自立支援給付

① 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる支援等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護が必要な人への自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	特に介護が必要な人への居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

② 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な人への昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつおよび食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます）

③ 居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用して人々や、精神科病院等に入院していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。（グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます）
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

④ 相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 また、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人などに対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見人制度の利用をしやすくするための制度で、成年後見人制度の利用に伴う申立経費と、成年後見人等への報酬の全部あるいは一部を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施するサービスです。
意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	

事業名	事業内容
日常生活用具給付事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付や貸与を行います。
介護・訓練支援用具	
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意思疎通支援用具	
排泄管理支援用具	
居宅生活動作補助用具	
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進するサービスです。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通い、創作的活動・生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

② 任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な障がいのある人に対し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図るサービスです。
社会参加促進事業（自動車運転免許取得事業）	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するサービスです。
社会参加促進事業（自動車改造費助成事業）	自動車の改造に要する費用の一部を助成するサービスです。
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

(3) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	小学校就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子どもを対象に、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がいのある子どもや保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	<p>児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。</p> <p>また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。</p>

第5章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針

平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとするともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、9%以上（4 人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本市の実情を考慮し、地域生活移行人数を 4 人と推計します。

また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の 2%以上（1 人以上）を削減すべき本計画では、本市の実情を考慮し、削減数を 1 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者	39 人	平成 28 年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	4 人 10.3%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	38 人	平成 32 年度末の施設入所者
削減見込み	1 人 2.6%	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、全ての市町村ごとの協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

国の基本指針

平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

目標設定の考え方

平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を西諸圏域にて協同設置の方向で検討を行います。

3 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村、または、各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とします。

国の基本指針

平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

目標設定の考え方

平成 32 年度末までに、西諸圏域に 1 か所整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数の目標値を設定します。

国の基本指針

平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にするとともに、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上（2 人）、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加（3 人）を達成すべき本計画では、本市の実情を考慮し、一般就労への移行者数を 2 人、就労移行支援事業の利用者数を 5 人と推計します。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	1 人	平成 28 年度実績
目標年度の一般就労移行者	2 人	平成 32 年度一般就労移行者
就労移行支援事業の利用者数	2 人	平成 28 年度実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	5 人	平成 32 年度の利用者数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置および保育所等支援の充実

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

国の基本指針

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

目標設定の考え方

本市では、平成 28 年度から保育所等訪問支援の利用体制を構築しています。
また、平成 32 年度末までに、本市対象者が対応可能な児童発達支援センターを西諸圏域に1か所設置します。

(2) 医療的ニーズへの対応

医療的ニーズの高い障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築することを基本とします。

国の基本指針

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することを基本とする。また、平成 30 年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

目標設定の考え方

西諸圏域の市町と今後協議・検討を行い、平成 32 年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の整備を図ります。
また、平成 30 年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を西諸圏域に設置します。

第6章 活動指標

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスおよび地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がいのある子どもを対象とした障害児通所支援等事業について、サービスおよび事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

1 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について、実施に関する考え方および見込量を定めます。

(1) 訪問系サービス

第4期までの利用実績や障がいのある人の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	27人 375時間	27人 375時間	27人 375時間
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

(2) 日中活動系サービス

第4期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援B型施設等、日中活動の場の見込量を設定します。

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	54人	55人	56人
	1,429人日分	1,456人日分	1,482人日分
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練（生活訓練）	2人	2人	2人
	45人日分	45人日分	45人日分
就労移行支援	4人	4人	5人
	86人日分	86人日分	107人日分

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	12 人	14 人	16 人
	227 人日分	265 人日分	302 人日分
就労継続支援（B型）	42 人	44 人	46 人
	817 人日分	856 人日分	894 人日分
就労定着支援	1 人	1 人	1 人
療養介護	6 人	6 人	6 人
短期入所（福祉型）	7 人	7 人	7 人
	54 人日分	54 人日分	54 人日分
短期入所（医療型）	0 人	0 人	0 人
	0 人日分	0 人日分	0 人日分

（3）居住系サービス

第4期までの利用実績および利用者数、障がいのある人の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	24 人	25 人	26 人
施設入所支援	39 人	39 人	38 人

（4）相談支援

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障がいのある人の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	25 人	27 人	29 人
地域移行支援	0 人	0 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	1 人

2 地域生活支援事業

第4期までの利用実績や障がいのある人の人数の推移等を踏まえ、平成32年度までの見込量を下記のとおり設定します。

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	—	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	—	—	実施
障害者相談支援事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	—	—	設置
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	—	—	実施
住居入居等支援事業	実施の有無	—	—	実施
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	1 人	2 人	2 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	実施
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	年間利用件数	80 件	90 件	100 件
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置事業)	年間利用者数	0 人	0 人	1 人
日常生活用具給付等事業 (介護・訓練支援用具)	年間給付件数	1 件	1 件	1 件
日常生活用具給付等事業 (自立生活支援用具)	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
日常生活用具給付等事業 (在宅療養等支援用具)	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
日常生活用具給付等事業 (情報・意思疎通支援用具)	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
日常生活用具給付等事業 (排泄管理支援用具)	年間給付件数	160 件	160 件	160 件
日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具(住宅改修費))	年間給付件数	1 件	1 件	1 件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	5 人	5 人	5 人
移動支援事業	年間利用者数	18 人	18 人	20 人
	時間数	840 時間	860 時間	860 時間

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センターⅠ型事業 (本市実施分)	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	年間利用者数	0 人	0 人	3 人
地域活動支援センターⅠ型事業 (他市町村実施分)	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所
	年間利用者数	4 人	5 人	6 人
地域活動支援センターⅡ型事業 (本市実施分)	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	年間利用者数	5 人	7 人	10 人
地域活動支援センターⅡ型事業 (他市町村実施分)	実施箇所数	—	—	—
	年間利用者数	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型事業 (本市実施分)	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	年間利用者数	0 人	0 人	2 人
地域活動支援センターⅢ型事業 (他市町村実施分)	実施箇所数	—	—	—
	年間利用者数	—	—	—
訪問入浴サービス事業	年間利用者数	2 人	2 人	2 人
日中一時支援事業	年間利用者数	6 人	8 人	10 人
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得事業)	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
社会参加促進事業 (自動車改造費助成事業)	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
障害者虐待防止対策支援事業 (緊急保護居室確保)	委託先数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
障害者虐待防止対策支援事業 (連携協力体制の整備)	協議会設置の有無	設置	設置	設置

3 障害児通所支援等事業

第4期までの利用実績、障がいのある子どもの方の人数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	20 人	22 人	24 人
	166 人日分	183 人日分	200 人日分
医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人
	0 人日分	0 人日分	0 人日分
放課後等デイサービス	26 人	28 人	30 人
	333 人日分	359 人日分	384 人日分
保育所等訪問支援	5 人	6 人	7 人
	5 人日分	6 人日分	7 人日分
居宅訪問型児童発達支援	1 人	1 人	1 人
	5 人日分	5 人日分	5 人日分
障害児相談支援	28 人	28 人	28 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人配置	0 人配置	1 人配置

